

## 阿久根市観光誘客イベント支援事業 募集要項

阿久根市では、景観、歴史、自然、文化、産業等の観光資源を広くPRするとともに、交流人口の増加及び市内経済の活性化を図るため、観光誘客に意欲的に取り組むイベントを支援します。

なお、補助対象候補とする事業については、本募集要項の定めるところにより、募集～選定を行います。

### 1 補助金の交付対象者等の条件

市内に活動拠点を有する団体であること。ただし、地元事業者が加盟しているものに限る。

- (1) 商店街又は通り会（商店街振興組合を含む）
- (2) 観光団体（任意の団体を含む）
- (3) 各業種等で構成されている協会、組合又は団体
- (4) その他前3号に類する団体

※ 宗教、政治活動を含むイベント、暴力団員が構成員に含まれる団体等は除きます。

### 2 補助金の対象となる事業

次の項目すべてが必須条件となります。

- (1) 観光の振興及び地域の活性化に該当する事業であること。
- (2) 集客者数が800人以上見込まれること。
- (3) 市外への広報及びPR等を行い、市外からの誘客を図るものであること。
- (4) 市内の飲食及び物販事業者の出店等、市内の経済活性化に寄与すること。
- (5) 将来的に補助金の交付がなくとも自主的に継続できる計画があること。
- (6) 予めイベントの経済効果を試算すること。

(対象事業の例)

- ・集客型イベント（音楽フェス、花火大会、グルメフェア、季節の祭り（マルシェ）など）
- ・回遊促進型イベント（スタンプラリー、まち歩き企画、周遊バス連動イベントなど）
- ・消費喚起イベント（食べ歩き、限定メニュー提供イベント、物産販売フェアなど）

### 3 補助金の額

- (1) 補助金の額は、補助対象経費に3分の2を乗じて得た額とする。（千円未満切り捨て）
- (2) 補助金の上限額を50万円とする。

※ 補助対象事業に収入がある場合は、補助対象事業に要する事業費から当該収入を差し引いた額又は上記(1)(2)により算定した額のいずれか低い額を補助金の額とする。（別添 Q&A の Q14 を参照）

### 4 補助対象経費

- (1) 報償費（謝金、賃金、旅費等）
- (2) 需用費（消耗品費、燃料費・光熱水費、食材料費等）
- (3) 役務費（印刷製本費、通信費、保険料等）

- (4) 委託費
- (5) 使用料及び賃借料
- (6) 前各号に掲げるもののほか、補助事業等の開催に当たり必要と認められる経費
  - ※ 上記を対象経費としますが、審査により認められた経費のみ対象となります。
  - ※ 以下の経費は、補助対象外になります。
    - ① 補助対象者の管理運営に係る経常経費
    - ② 補助対象者又はその構成員等の常用雇用者の人件費
    - ③ 土地等の取得や備品の購入等の資産形成に係る経費
    - ④ 他の用途に転用可能な汎用的財産の取得費
    - ⑤ 補助対象者及びその構成員の間の取引に係る経費であって、取引の実態や価格の合理性等から総合的に判断して、交付対象とすることが妥当でないと認められるもの
    - ⑥ この補助金の趣旨に照らして交付対象とすることが妥当でないと認められるもの

## 5 応募に必要な書類

- (1) 阿久根市観光誘客イベント支援事業補助金申込書（別記第1号様式）
- (2) 事業計画書（別記第2号様式）
- (3) 収支予算書（別記第3号様式）及び収支予算内訳書
- (4) 団体の概要が分かる資料(任意様式)
- (5) 事業の内容が分かる資料(任意様式)
- (6) イベントの経済波及効果を算出した資料
  - ※ 経済波及効果は、阿久根市ホームページに掲載する経済波及効果ツールをご活用ください。
  - URL：<https://www.city.akune.lg.jp/soshikikarasagasu/shokokankoka/kankosuishingakari/8/6026.html>

## 6 応募方法

応募に必要な書類（上記(1)～(6)）を阿久根市役所商工観光課まで郵送又は持参してください。  
提出先については、下の欄にある「お問合せ及び提出先」をご確認ください。

## 7 応募期間

- (1) 応募期間 令和8年3月27日（金）～令和8年5月15日（金）（当日必着）
- (2) 審査会 日時 令和8年5月28日（木）〔予備日：令和8年5月29日（金）〕  
会場 阿久根市役所第1会議室（予定）
  - ※ 時間帯については、応募団体ごとに別途お知らせします。

## 8 審査方法及び審査基準

- (1) 審査方法  
審査会は、応募団体出席のもと実施する。  
ただし、出席が困難な場合はWEB 会議システム等を用いた審査会を実施する場合があります。  
審査は、応募団体による事業説明（15分以内）及び質疑応答（10分以内）とする。

## (2) 審査基準

- ① 継続して団体運営ができる体制があるか。
- ② 補助事業が本補助金の事業目的に即しているか。
- ③ 提案事業の責任者や役割分担が具体的に示され、適切に遂行できる実施体制であるか。
- ④ 具体的で実現可能な実施スケジュールとなっているか。
- ⑤ 観光資源（景観・歴史・自然・文化・産業等）を活用し、そのPRを期待できるものであるか。
- ⑥ 新規性、独創性を踏まえ、ユニークであるか。
- ⑦ 参加者数、観客数の目標を実現できるものであるか。
- ⑧ 事業実施により経済波及効果を期待できるものであるか。
- ⑨ 経費の積算が妥当なものとなっているか。
- ⑩ 将来的に補助金の交付がなくとも実施できる見込みがあるか。

## 9 補助金交付申請に必要な書類

審査会において、事業が採択された応募団体は、審査結果通知のあった日から14日以内に次の書類を提出（郵送又は持参）してください。

- (1) 補助金交付申請書（別記第5号様式）
- (2) 事業計画書（別記第2号様式）
- (3) 収支予算書（別記第3号様式）及び収支予算内訳書
- (4) その他市長が認める書類

※ 事業の実施は、必ず交付決定日の後に行ってください。交付決定日前に着手した場合は、交付を行わない場合があります。

## 10 申込みから補助金の支払まで

申込み⇒審査会⇒結果通知⇒交付申請⇒交付決定⇒事業の実施⇒実績報告⇒補助金請求⇒補助金支払

※ 場合によっては、交付決定後に概算払もできますので、ご相談ください。

## 11 お問合せ及び提出先

〒899-1696 阿久根市鶴見町200番地

阿久根市役所商工観光課商工観光係

電話 0996-73-1114

メール [kankosuishin@city.akune.kagoshima.jp](mailto:kankosuishin@city.akune.kagoshima.jp)